（税関関係手数料令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行前に第三条の規定による改正前の税関関係手数料令（以下「旧手数料令」という。）第九条第三項の規定により納付された平成二十三年四月分の保税蔵置場、保税展示場、保税工場若しくは総合保税地域（以下「保税蔵置場等」という。）の許可又は旧手数料令第八条第一項に規定する工場の承認に係る手数料の額が第三条の規定による改正後の税関関係手数料令（以下「新手数料令」という。）の規定により納付すべき同月分の保税蔵置場等の許可又は新手数料令第八条第一項に規定する工場の承認に係る手数料の額を超えることとなる部分の額は、新手数料令の規定により納付すべき同年五月分以後の月分のこれらの手数料の額に順次に充当する。

2　この政令の施行前に旧手数料令第十四条第一項の規定により前納された平成二十三年四月分以後の保税蔵置場等の許可又は旧手数料令第八条第一項に規定する工場の承認に係る手数料の額が新手数料令の規定により納付すべき当該前納した期間についての保税蔵置場等の許可又は新手数料令第八条第一項に規定する工場の承認に係る手数料の額を超えることとなる部分の額は、新手数料令の規定により納付すべき当該前納した期間後の月分のこれらの手数料の額に順次に充当する。

3　前二項に規定する超えることとなる部分の額のうち、これらの規定により充当されるべき手数料の額がないことによりこれらの規定による充当ができないこととなる部分の額は、請求により還付する。

財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直**人

港湾法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第八十九号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項及び港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び避難港）」に改め、同条中「重要港湾及び特定重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾」に改める。

第十七条を削る。

第十七条の二中「第十七条の十」を「第十七条の九」に改め、同条を第十七条とする。

第十七条の三を第十七条の二とし、第十七条の四から第十七条の七までを一条ずつ繰り上げる。

第十七条の八第一項第一号中「第十七条の二第一号」を「第十七条第一号」に改め、同条を第十七条の七とする。

第十七条の九を第十七条の八とし、第十七条の十を第十七条の九とする。

第二十二条第一項第四号を次のように改める。

四　第十七条の四第一項本文、第十七条の五、第十七条の六本文及び第十七条の八の規定による国土交通大臣の職権

第二十二条第二項中「第十七条の十」を「第十七条の九」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

都道府県	国際戦略港湾	国際拠点港湾	重要港湾	避難港
北海道		室蘭、苫小牧	函館、小樽、釧路、留萌、稚内、十勝、石狩湾、紋別、網走、根室	松前、奥尻、えりも、椴法華、宗谷、天売
青森			青森、八戸、むつ小川原	尻屋岬、深浦
岩手			宮古、釜石、大船渡、久慈	
宮城		仙台塩釜	石巻	雄勝
秋田			秋田船川、能代	戸賀
山形			酒田	鼠ヶ関
福島			小名浜、相馬	久之浜
茨城			鹿島、茨城	
千葉		千葉	木更津	名洗、興津
東京				洞輪沢
東京 神奈川		京浜		
神奈川			横須賀	
新潟		新潟	直江津、両津、小木	二見
富山		伏木富山		
石川			七尾、金沢	輪島
福井			敦賀	鷹巣
静岡		清水	田子の浦、御前崎	下田
愛知		名古屋	衣浦、三河	伊良湖
三重		四日市	尾鷲、津松阪	浜島
京都			舞鶴	
大阪		堺泉北	阪南	
兵庫	神戸	姫路	尼崎西宮芦屋、東播磨	柴山